

市区町村別集計項目(推進体制等)

島根県	
市区町村数	19

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	担当課(室)名	所属	事務所	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2022年4月1日現在で有効なもの)				
								有			無	有			無	
								条例名称	公布日(西暦)	施行日(西暦)	現在の状況	計画名称	計画期間	女性活躍推進法との関係	計画策定の方法	現在の状況
						13	13	12			19					
32	201	松江市	人権男女共同参画課	1	1	1	1	松江市男女共同参画推進条例	2005年3月31日	2005年3月31日		第3次松江市男女共同参画計画	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1	
32	202	浜田市	人権同和教育啓発センター	1	2	1	1	浜田市男女共同参画推進条例	2005年10月1日	2005年10月1日		浜田市男女共同参画推進計画(第4次) ~ 性別にとらわれない社会を目指して ~	2022年4月1日 ~ 2028年3月31日	1	1	
32	203	出雲市	市民活動支援課	1	2	1	1	出雲市男女共同参画のまちづくり条例	2005年12月16日	2005年12月16日		第5次出雲市男女共同参画のまちづくり行動計画	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1	
32	204	益田市	人権センター	1	2	1	1	益田市男女共同参画推進条例	2014年3月28日	2014年4月1日		第4次益田市男女共同参画計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
32	205	大田市	人権推進課	1	2	1	1	大田市男女共同参画推進条例	2005年10月1日	2005年10月1日		第2次大田市男女共同参画計画	2016年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1	
32	206	安来市	人権施策推進課	1	2	1	1	安来市男女共同参画推進条例	2014年3月26日	2014年4月1日		第4次安来市男女共同参画計画	2020年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	1	
32	207	江津市	人権啓発センター	1	2	1	1	江津市男女共同参画推進条例	2001年3月21日	2001年4月1日		第4次江津市男女共同参画推進計画	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1	
32	209	雲南市	人権推進室	1	2	1	1	雲南市男女共同参画推進条例	2004年11月1日	2004年11月1日		第2次雲南市男女共同参画計画 気づいて築くうなんプラン	2015年4月 ~ 2025年3月	1	1	
32	343	奥出雲町	町民課	1	2	1	1	奥出雲町男女共同参画推進条例	2009年3月19日	2009年3月19日		第3次奥出雲町男女共同参画計画	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1	
32	386	飯南町	住民課	1	2	1	0	飯南町男女共同参画推進条例	2018年6月15日	2018年6月15日		第3次飯南町男女共同参画計画	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
32	441	川本町	まちづくり推進課	1	2	0	1	川本町男女共同参画推進条例	2005年12月22日	2006年4月1日		第3次川本町男女共同参画推進計画	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
32	448	美郷町	人権同和対策室	1	2	0	0				0	美郷町男女共同参画計画	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1	
32	449	邑南町	町民課	1	2	1	1				0	第2次邑南町男女共同参画計画	2017年4月 ~ 2027年3月	1	1	
32	501	津和野町	つわの暮らし推進課	1	2	1	1	津和野町男女共同参画推進条例	2010年3月31日	2010年4月1日		第2次津和野町男女共同参画計画	2019年4月 ~ 2024年3月	1	1	
32	505	吉賀町	税務住民課	1	2	1	1				0	第2次吉賀町男女共同参画計画	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1	
32	525	海士町	健康福祉課	1	2	0	0				0	海士町男女共同参画推進計画	2022年4月 ~ 2031年3月	0	1	
32	526	西ノ島町	総務課	1	2	0	0				0	西ノ島町男女共同参画計画	2018年11月1日 ~ 2028年3月31日	1	1	
32	527	知夫村	議会事務局	1	2	0	0				3	第2次知夫村男女共同参画計画	2022年4月1日 ~ 2032年3月31日	1	1	
32	528	隠岐の島町	地域振興課	1	2	0	0				0	第4次隠岐の島町男女共同参画計画	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	

<選択肢回答>

- | | | | | |
|---|-----------------------------|---|--|------------------------------------|
| 所属
1 首長部局
2 教育委員会 | 庁内連絡会議
1 有
0 無 | 男女共同参画に関する条例
現在の状況
1 2023年3月末までの制定を目的に検討中
2 2022年度以降の制定を目的に検討中
3 その他
0 検討していない | 男女共同参画に関する計画
女性活躍推進法の推進計画との関係
1 一体
0 一体でない
計画の策定方法
1 単独計画として策定
0 総合計画の一部として策定 | 現在の状況
1 策定予定有
0 策定予定無 |
| 事務所
1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
2 1ではない | 諮問機関
1 有
0 無 | | | |

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2022年4月1日現在で開設済の施設)					施設形態		管理・運営主体						
			名称	愛称・通称	郵便番号	所在地等			単独	複合	施設管理			事業運営		
						住所	電話番号	FAX番号			ホームページ	直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者
			4						2	2	4	0	0	4	0	0
32	201	松江市	松江市男女共同参画センター	プリエール	690-0061	島根県松江市白濁本町43 スティックビル3F	0852-32-1190	0852-32-1191	https://www1.city.matsue.shimane.jp/shiminsoudan/danjyo/priere_index.html		○	○			○	
32	202	浜田市														
32	203	出雲市	出雲市男女共同参画センター	くすのきプラザ	693-0011	島根県出雲市大津町2096-3	0853-22-2055	0853-22-2157	https://www.city.izumo.shimane.jp/www/contents/1143162819936/index.html	○		○			○	
32	203	出雲市	平田ふれんどリーハウス		691-0002	島根県出雲市西平田町171	0853-63-3728	0853-63-3728	https://www.city.izumo.shimane.jp/www/contents/1643603188144/index.html	○		○			○	
32	204	益田市														
32	205	大田市														
32	206	安来市														
32	207	江津市														
32	209	雲南市	雲南市男女共同参画センター		699-1334	島根県雲南市木次町新市3	0854-42-1767	0854-42-1839	https://www.city.unnan.shimane.jp/unnan/kurashi/machidukuri/jinken/center.html		○	○			○	
32	343	奥出雲町														
32	386	飯南町														
32	441	川本町														
32	448	美郷町														
32	449	邑南町														
32	501	津和野町														
32	505	吉賀町														
32	525	海士町														
32	526	西ノ島町														
32	527	知夫村														
32	528	隠岐の島町														

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2022年4月1日現在で開設済の施設)																
			名称	設立年月日	職員数(人)		予算額(千円)	主 な 事 業											
					常勤	非常勤		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他		
			4																
32	201	松江市	松江市男女共同参画センター	1996年10月1日	0	5	2,088	○	○	○	○		○	○					
32	202	浜田市			0	0	0												
32	203	出雲市	出雲市男女共同参画センター	2007年4月1日	0	3	4,143	○	○		○		○	○					
32	203	出雲市	平田ふれんどりーハウス	2021年4月1日	0	2	2,012	○	○		○		○						
32	204	益田市			0	0	0												
32	205	大田市			0	0	0												
32	206	安来市			0	0	0												
32	207	江津市			0	0	0												
32	209	雲南市	雲南市男女共同参画センター	2008年4月1日	3	2	1,042	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
32	343	奥出雲町			0	0	0												
32	386	飯南町			0	0	0												
32	441	川本町			0	0	0												
32	448	美郷町			0	0	0												
32	449	邑南町			0	0	0												
32	501	津和野町			0	0	0												
32	505	吉賀町			0	0	0												
32	525	海士町			0	0	0												
32	526	西ノ島町			0	0	0												
32	527	知夫村			0	0	0												
32	528	隠岐の島町			0	0	0												

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			首長、自治会長等の状況														
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態	市区長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	町村長数	うち女性町村長数	女性比率(%)	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率(%)
				5		8	0	0.0	10	0	0.0	11	0	0.0	11	0	0.0	3,405	136	4.0
32	201	松江市	2010年10月16日	松江市男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	3	0	0.0							885	49	5.5
32	202	浜田市				1	0	0.0	1	0	0.0							124	9	7.3
32	203	出雲市	2005年12月16日	出雲市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0									
32	204	益田市				1	0	0.0	1	0	0.0							251	5	2.0
32	205	大田市				1	0	0.0	1	0	0.0							427	19	4.4
32	206	安来市				1	0	0.0	1	0	0.0							391	13	3.3
32	207	江津市	2009年12月22日	江津市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							221	12	5.4
32	209	雲南市	2013年9月30日	雲南市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							501	15	3.0
32	343	奥出雲町										1	0	0.0	1	0	0.0	115	0	0.0
32	386	飯南町										1	0	0.0	1	0	0.0	22	0	0.0
32	441	川本町										1	0	0.0	1	0	0.0	30	0	0.0
32	448	美郷町										1	0	0.0	1	0	0.0	103	4	3.9
32	449	邑南町	2014年11月1日	邑南町「男女共同参画推進の町」宣言	2							1	0	0.0	1	0	0.0	39	1	2.6
32	501	津和野町										1	0	0.0	1	0	0.0	114	8	7.0
32	505	吉賀町										1	0	0.0	1	0	0.0	51	0	0.0
32	525	海士町										1	0	0.0	1	0	0.0	14	0	0.0
32	526	西ノ島町										1	0	0.0	1	0	0.0	15	0	0.0
32	527	知夫村										1	0	0.0	1	0	0.0	7	0	0.0
32	528	隠岐の島町										1	0	0.0	1	0	0.0	95	1	1.1

<選択肢回答>
 男女共同参画に関する宣言
 宣言の形態
 1 首長声明
 2 議会の議決
 3 庁内連絡会議の決定
 4 その他

調査時点	議会関係は2022年7月1日(その他2022年4月1日)
------	------------------------------

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査							議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。						
				問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4 問3で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6 問5で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問7	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
				1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他 の 体 例							16
				5	1の合計	17	0	16		2		16	16	16	16	15	16
				7	2の合計	1	13	1		14		0	0	1	1	3	1
				0	3の合計	0	3			1		0	0	0	0	0	0
				7	4の合計	1	1					3	3	2	2	1	2
32	201	松江市	2	松江市議会	1	3	1	松江市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、前項の届出を出産を事由として行う場合は、前項の規定にかかわらず、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合においては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1	松江市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例 第2条第5項 議員報酬を受ける者にして病气その他私事の故障により職務に従事しない月が引き続き3月を超えた場合には、その報酬は、半額を減ずる。	1	1	1	1	1	1	2
32	202	浜田市	1	浜田市議会	1	2	1	① 浜田市議会会議規則 ② 浜田市議会委員会条例 ① 第2条第2項 議員は、出産のため欠席するときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合においては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。 ② 第14条第2項 委員は、出産のため欠席するときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合においては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。	2		1	1	1	1	1	1	1
32	203	出雲市	2	出雲市議会	1	2	1	出雲市議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が「出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合においては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。」	3	「長期欠席をした場合における議員報酬等の特例に関する条例」において、議員の出産は適用除外と定められている。	1	1	1	1	1	1	1
32	204	益田市	1	益田市議会	1	3	1	益田市議会会議規則 (欠席又は遅参の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合においては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	1
32	205	大田市	1	大田市議会	1	2	1	大田市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合においては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	1
32	206	安来市	1	安来市議会	1	2	1	安来市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合においては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	1
32	207	江津市	4	江津市議会	1	2	1	江津市議会会議規則 (欠席の届け出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合においては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1	江津市議会議員の議員報酬等に関する条例 (議員報酬の額)第2条 2 議会の議員が次に掲げる事由以外の事由で一〇分の定例会の開会の日からその定例会から計算して2回後の定例会の最終日までの間の定例会、臨時会、常任委員会、議会運営委員会、全員協議会、会派代表者会議又は特別委員会(以下「議会の会議」という。)を全て欠席した場合、2回後の定例会の最終日の属する月の翌日から議会の会議に出席した日の属する月の前月までの当該議会の議員の月額報酬は、前項の規定にかかわらず、同項各号に定める議員報酬の月額に100分の80を乗じて得た額とする。 (1) 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和43年江津市条例第391号)第3条第2項の規定により議長が公務又は通勤により生じた認定した災害 (2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第18条第1項に規定する患者又は無症状病原体保有者	1	1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																				
			職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7												
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1. を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	1. あり 2. なし 3. その他	1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他							
32	209	雲南市	1	雲南市職員旧姓使用取扱要綱 (旧姓の使用) 第2条 職員は、市長に申し出ることにより、法令等に抵触するおそれなく、専ら職員の間で使用している文書、軽易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれがないものについて、旧姓を使用することができる。	雲南市議会	1	4	2		2						4	4	2	2	2	1		
32	343	奥出雲町	4		奥出雲町議会	1	2	1	奥出雲町会議規則 第2条 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のために出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その機関を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1		
32	386	飯南町	2		飯南町議会	1	2	1	飯南町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のために出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	1	1
32	441	川本町	4		川本町議会	1	2	1	川本町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のために出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	2	1	
32	448	美郷町	2		美郷町議会	2										4	4	4	4	2	4		
32	449	邑南町	4		邑南町議会	1	2	1	邑南町議会会議規則 第2条 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のために出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産予定日の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1		
32	501	津和野町	2		津和野町議会	1	2	1	津和野町議会規則 (欠席の届け出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付けて、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のために出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1		
32	505	吉賀町	2		吉賀町議会	1	2	1	吉賀町議会規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のために出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1		
32	525	海士町	4		海士町議会	4										4	4	4	4	4	4		
32	526	西ノ島町	4		西ノ島町議会	1	3	1	西ノ島町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のために出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1		
32	527	知夫村	2		知夫村議会	1	2	1	知夫村議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のために出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1		

都 道 府 県 市 区 町 村 名	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																	
			問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1.を選じた場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1.を選じた場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4 問3で1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1.を選じた場合、休業期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6 問5で1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない											
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他					
32	528	隠岐の島町	4		隠岐の島町議会	1	2	1	隠岐の島町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の閉議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後6週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1

調査時点 議会関係は2022年7月1日(その他2022年4月1日)

市区町村		市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	
問8	問9	問10	問11							問12	問13	問14	問15	問16	問17		
議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問10で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。							問11で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」の利用	男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っているか。	議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問15で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。		
1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設)がされている。(臨時のものも含む) 2. 授乳等に必要の場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 関係するハラスメント防止規定がある倫理規程を制定している。	2. ハラスメント防止規定を制定しているが、関係するハラスメント防止規定を制定していない。	3. 関係するハラスメント防止規定を制定しているが、関係するハラスメント防止規定を制定していない。	4. その他	その他内容			1. 利用している。 2. 利用していないが、今後利用予定である。 3. 利用していない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)			
		0	0	2	1	0	0	0		0	3	2		4			
		0	2	8	0	0	0	0		0	4	1		12			
		0	0	9	0	0	2	0		2	12	0		3			
		19	17	0	0	0	0					16					
32 201	松江市	4	4	2							3	1	松江市議会議員の通称等の使用に関する規定(使用の範囲) 第2条 議員は、次の各号に定める通称等を使用することができる。 (1) 公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第89条第5項において準用する同令第88条第8項の規定により認定を受けた通称 (2) 氏名に用いられている漢字のうち、常用漢字表(平成22年内閣告示第2号)に掲げる通用字体による漢字(括弧書きが添えられているものについては、括弧の外のものをいう。)又は戸籍法施行規則(昭和22年司法省令第94号)別表第二に掲げる漢字(以下これを「通用字体等」という。)と異なる字体によって記載されている字体をその対応する通用字体等に変更した氏名 (3) 婚姻、養子縁組等の事由(以下「婚姻等」という。)(により、氏を改めた者の婚姻等の前の戸籍上の氏 2 前項の規定にかかわらず、議員は、次に掲げる事項については、通称等を使用することができない。 (1) 履歴に関する届出書類 (2) 捺印票 (3) 議員報酬、費用弁償その他支給に関する書類 (4) 源泉徴収票の名義 (5) 叙勲等表彰の申請 (6) 在職証明書等各種証明書 (7) 市議会議員共済会に関する各種届出書類 (8) 前各号に掲げるもののほか通称等の使用によって実務上の混乱が生じるおそれがあると議長が判断するもの	1	松江市地域防災計画	風水害対策編 第2章、第6節、1、(1)、ウ 男女共同参画の視点から、災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における役割について、明確化しておくよう努める。 震災対策編 第2章、第7節、1、(1)、ウ 男女共同参画の視点から、災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における役割について、明確化しておくよう努める。	
32 202	浜田市	4	4	1	1		3		浜田市議会議員政治倫理条例 第3条第1項 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。 (1) 市民全体の奉仕者として、その品位又は名譽を損なう一切の行為を慎み、その職務に關し不正の疑念を持たれるおそれのある行為をしないこと。 (2) 市民全体の奉仕者として、人格及び倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。 (3) 市の職員の採用、異動、昇格等人事に關し、推薦、紹介をする等その地位を利用して不正にその影響力を行使しないこと。 (4) ハラスメント(行為者の意図にかかわらず、相手方を不快にさせ、相手方の尊嚴を傷つけ、又は相手方に不利益若しくは脅威を与えることをいう。)その他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。 (5) 市が行う許可、認可又は請負その他の契約に關し、特定の企業、団体等の推薦、紹介をする等その地位を利用して不正にその影響力を行使しないこと。 (6) 政治活動に關する寄附について、政治的又は道義的な批判を受けるおそれのあるものを受けないこと。議員の後援団体に対する寄附についても、また同様とする。	3	3	4	1	浜田市地域防災計画 男女共同参画の視点から、平時及び災害時における人権同和教育啓発センターの役割について、防災安全課と人権同和教育啓発センターが連携し明確化するよう努める。			

